

熊本焼場方角圖

370

焼失戸數凡九千二百軒
倭家竹木
同代金
御救助米
同代金
初度手當金
明治十年五月迄

逃剽

熊本市歴史文書資料室 令和8年度 歴史講座
「西南戦争と熊本」第1回 2026年5月26日

西南戦争後の戦災復興と 近代熊本の都市計画

著述者 熊本城五箇面、小幡井村
出版人 同
印刷所 丁中村善之
明治十年 迄熊本富八

熊本市総務局 行政管理部 総務課
文化財保護審議員 美濃口 紀子

肥工 松本森之助

熊本焼場方角図「二九七〇一」明治10年5月出版 防災専門図書館蔵

2 本日の講義内容(約80分)

- 1 はじめに
- 2 戦災復興と道路修築
- 3 市区改正とは
- 4 市区改正の準用

・表紙 熊本焼場方角図 ・本日の講義内容 ・熊本焼場方角図	・熊本県下道路修築ノ図 ・熊本県下道路修築ノ図(研究紹介) ・銀座煉瓦街計画(研究紹介)	・市区改正とは 一その起源と時代背景一 ・「熊本市区改正」論(別紙参照) ・東京市区改正条例 ・東京の市区改正 ・大都市の市区改正(横浜・名古屋・大阪・京都・神戸)	・熊本における「市区改正」の準用とは ・公文書にみる近代熊本の都市計画 ・公文書にみる近代熊本の都市計画 ・公文書にみる近代熊本の都市計画 ・まとめ ・おわりに
---	--	--	--



※スライドに掲載した画像のうち、インターネット上でデータが公開されている資料については、資料名(下線部)に所蔵元ホームページのリンクを貼っております。リンク先で高精細な画像の閲覧や、拡大・縮小等の操作が可能な場合もございます。是非ご確認ください。

1 はじめに 2 戦災復興と道路修築 3 市区改正とは 4 市区改正の準用

3 熊本焼場方角図

明治10年

※城内（大小天守・本丸御殿等）
及び城下の広範囲を焼失

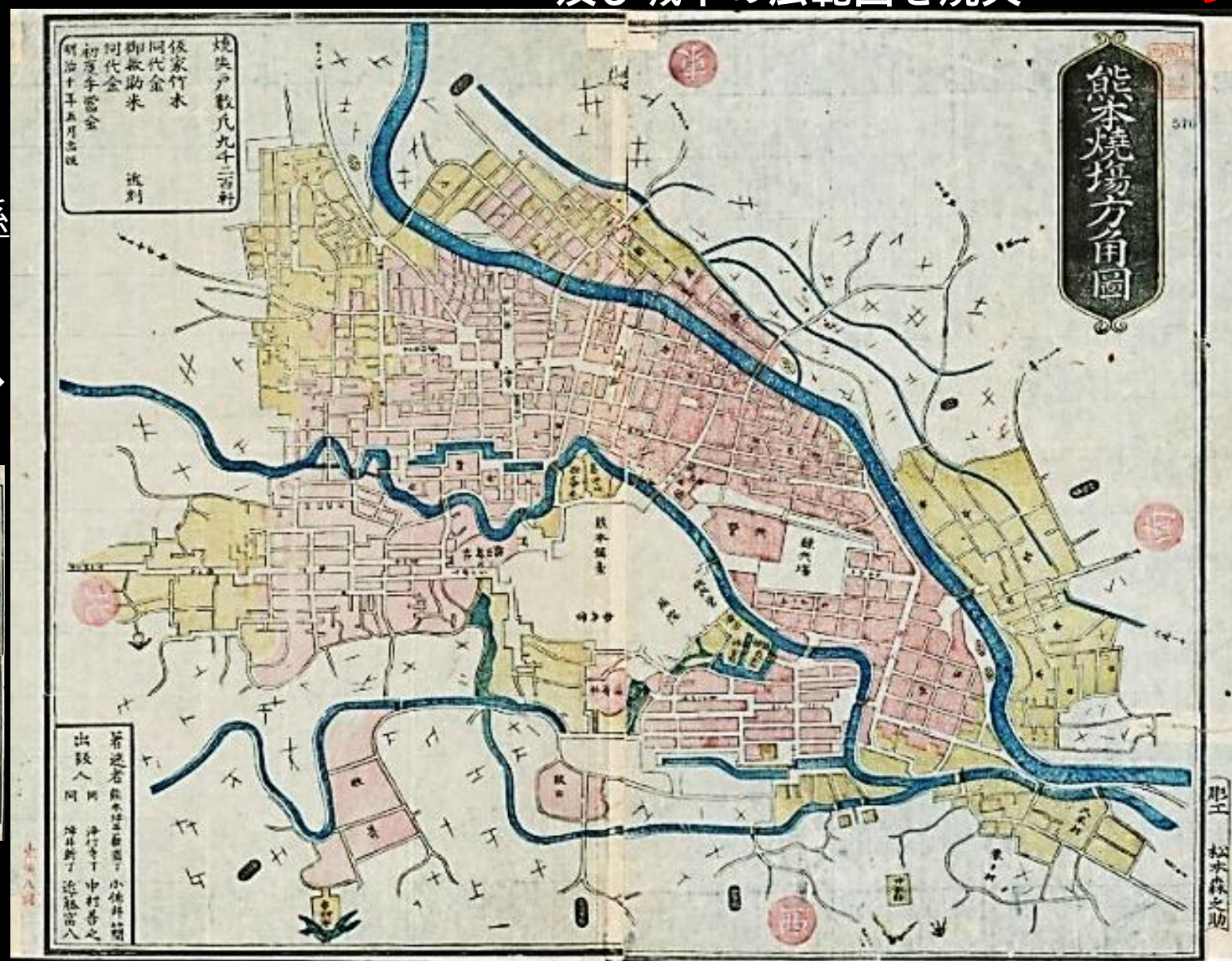


「熊本焼場方角図」
[197-01]
明治10年5月出版
防災専門図書館蔵

「火災・地震関係
かわら版」より
(ホームページ上で
拡大・縮小・回転可)

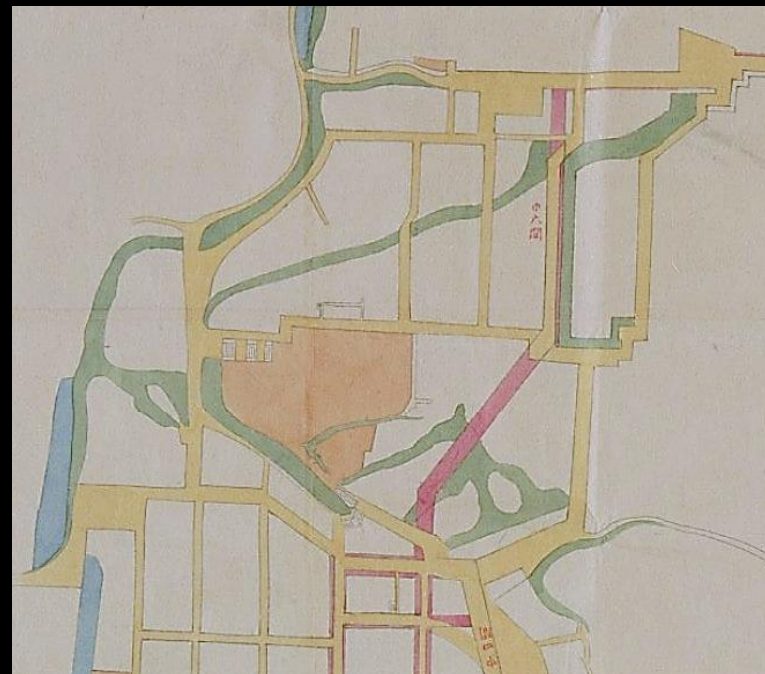


注「熊本焼場方角図」は他に、熊本博物館等にも所蔵あり

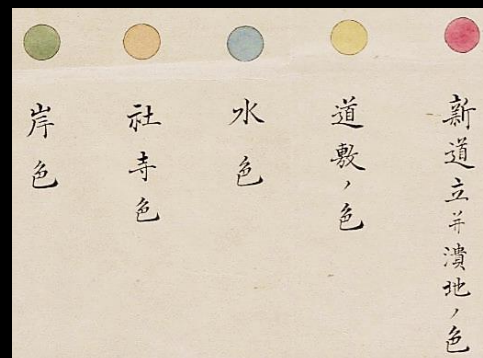


4 熊本県下道路修築ノ図 明治10年

〔簿冊〕「公文附属の図・一三〇号 熊本県下道路修築ノ図」
 (附A00130100)、国立公文書館デジタルアーカイブ、
<https://www.digital.archives.go.jp/file/1633638>



- ☑城内に「法華坂新道」
 (現市道:新町～古京町～京町方面)
- ☑上通 「道巾六間」
- ☑草葉広丁 「巾七間」



5 熊本県窮民救助ノ為メ路線修築費需用伺 明治10年

松澤真由美2020「西南戦争後の復興街路計画にみる熊本城下の近代都市づくりの第一歩」『熊本都市政策』Vol.7(熊本市都市政策研究所)

表1 「熊本県窮民救助ノ為メ路線修築費需用伺」の展開

明治10年5月

スライド6

(熊本県権令 富岡敬明 から 内務省少輔 林友幸 宛て)

「熊本市中兵火二罹り窮民救助ノ為メ道路更生ノ儀伺書」

添付資料

・ 熊本市街國縣道等更正九目論見帳

スライド7

・ 別紙絵図一葉 (熊本県下道路修築ノ図)

スライド4

明治10年8月25日

(内務卿 大久保利通 から 太政大臣 三條実美 宛て)

「熊本縣管内窮民救助之為道路更正脩繕之儀ニ付上申」

明治10年9月27日

大蔵省通牒「賑恤金百五拾万圓ノ内ヲ以下渡ノ義」

明治10年10月4日

上申之趣聞置候事

(「熊本県窮民救助ノ為メ路線修築費需用伺」を基に筆者作成)

《西南戦争》



2/19 熊本城・城下焼失



2/22 城包囲・籠城戦



4/14 籠城戦終結・開放



5月 城下(焼失区域内)の街路拡幅・新設、架橋を計画



8/16 西郷隆盛が全軍解散を布告



8/25 内務省は太政大臣へ道路更正・修繕に救恤金150万円から下げ渡したいと上申



9/24 西郷隆盛 城山で自刃
西南戦争が終結



9/27 大蔵省通牒



10/4 救恤金の一部を道路整備に充てることを許可

6 熊本市中兵火二罹リ窮民救助ノ為メ道路更生ノ儀伺書 明治10年

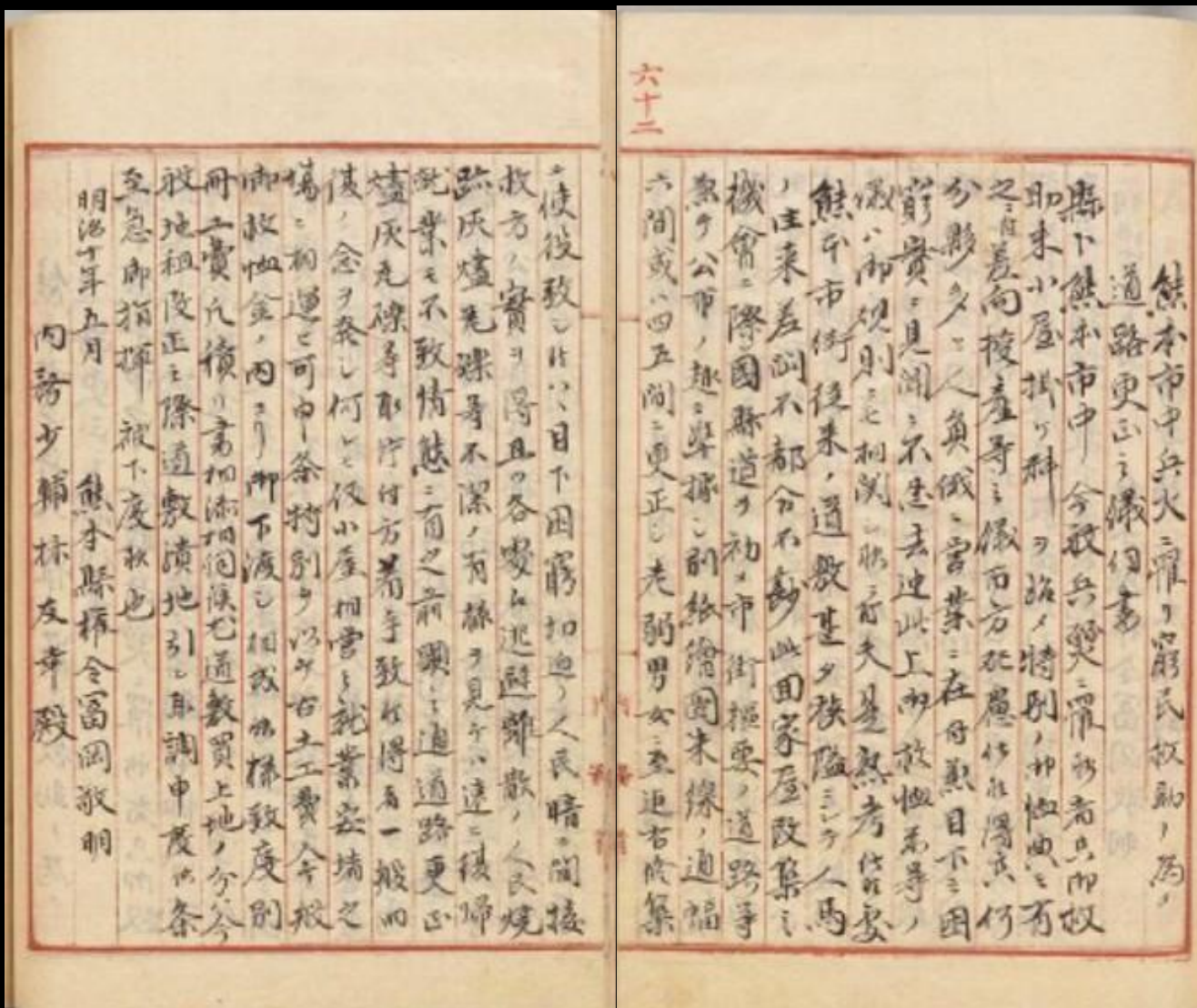
【主なポイント】

背景: 明治10年2月、西南戦争により熊本城下の市街地は兵火でほぼ焼失。家屋を失った人々が大量に発生し、窮民(困窮した住民)が市中に溢れた。復興を急がねば、治安悪化・社会不安が拡大する状況である。

提案内容: 単なる施しではなく、①都市構造の近代化、②失業者への就労提供、③救恤金を活用した公共事業を一体で進めたい。その具体策が「道路更正(道路拡幅・改修)」である。

道路更正 従来の熊本城下の道路は狭く人馬の往来に不便。家屋が焼失し、再建前の今こそ区画整理の好機。国道・県道の基準(幅6間・4~5間)に合わせて改修、主要道路を優先的に整備し、将来の交通と商業を改善(江戸期城下町から近代都市への転換計画)。

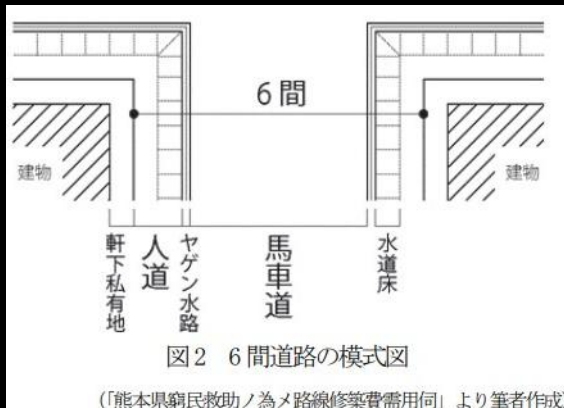
救民: 道路工事に失業者・困窮者を人夫として雇用。単なる配給ではなく労働の対価として生活を支える。財源は国が下付する「救恤金」。公共事業による雇用創出型の復興政策。



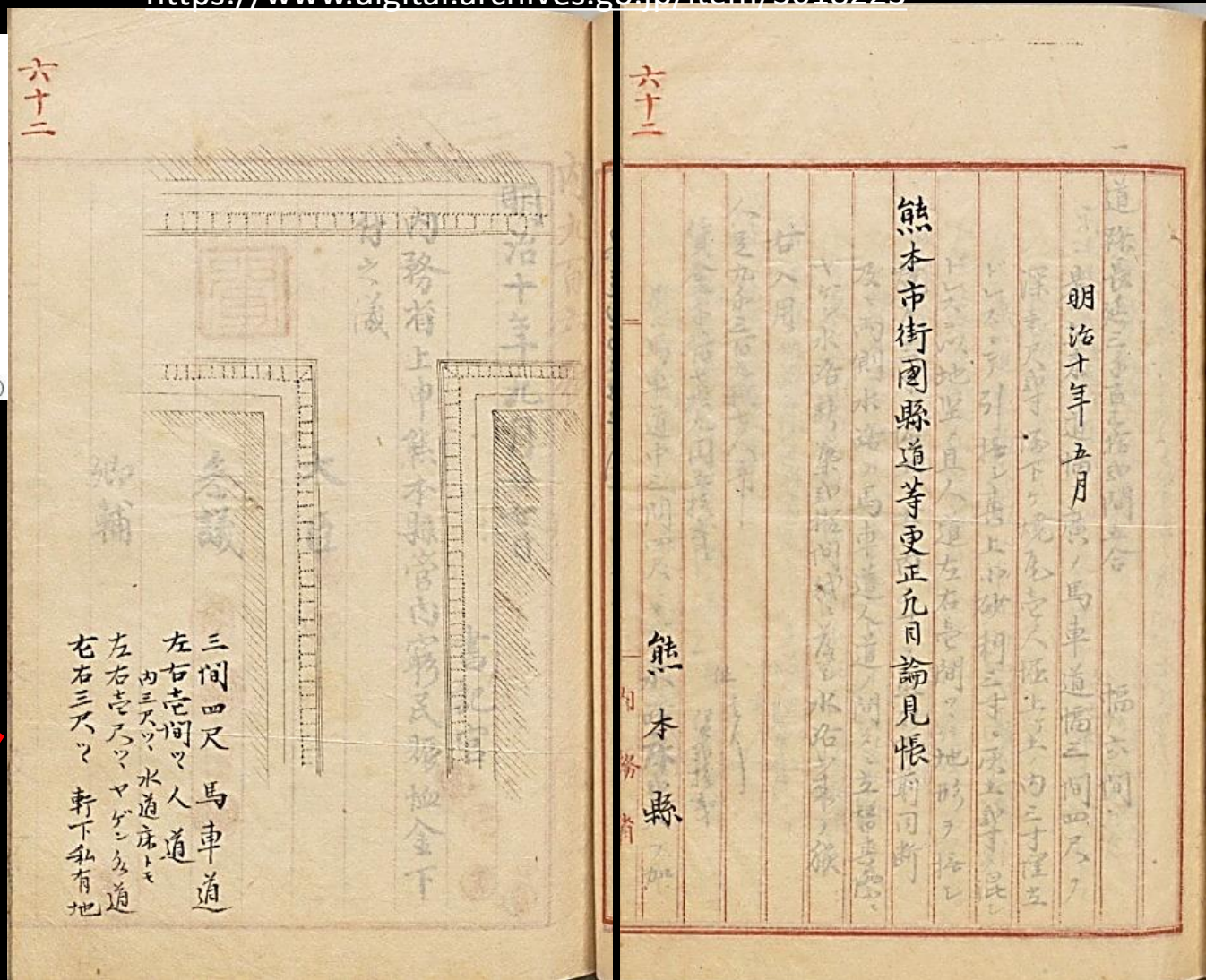
7 熊本市街國縣道等更正九日論見帳 明治10年

松澤真由美2020「西南戦争後の復興
街路計画にみる熊本城下の近代都市づ
くりの第一歩『熊本都市政策』Vol.7
(都市政策研究所)

[件名・細目]「熊本県窮民救助ノ為メ路線修築費需用伺」
(公02061100-06200)、国立公文書館デジタルアーカイブ、
<https://www.digital.archives.go.jp/item/3018223>



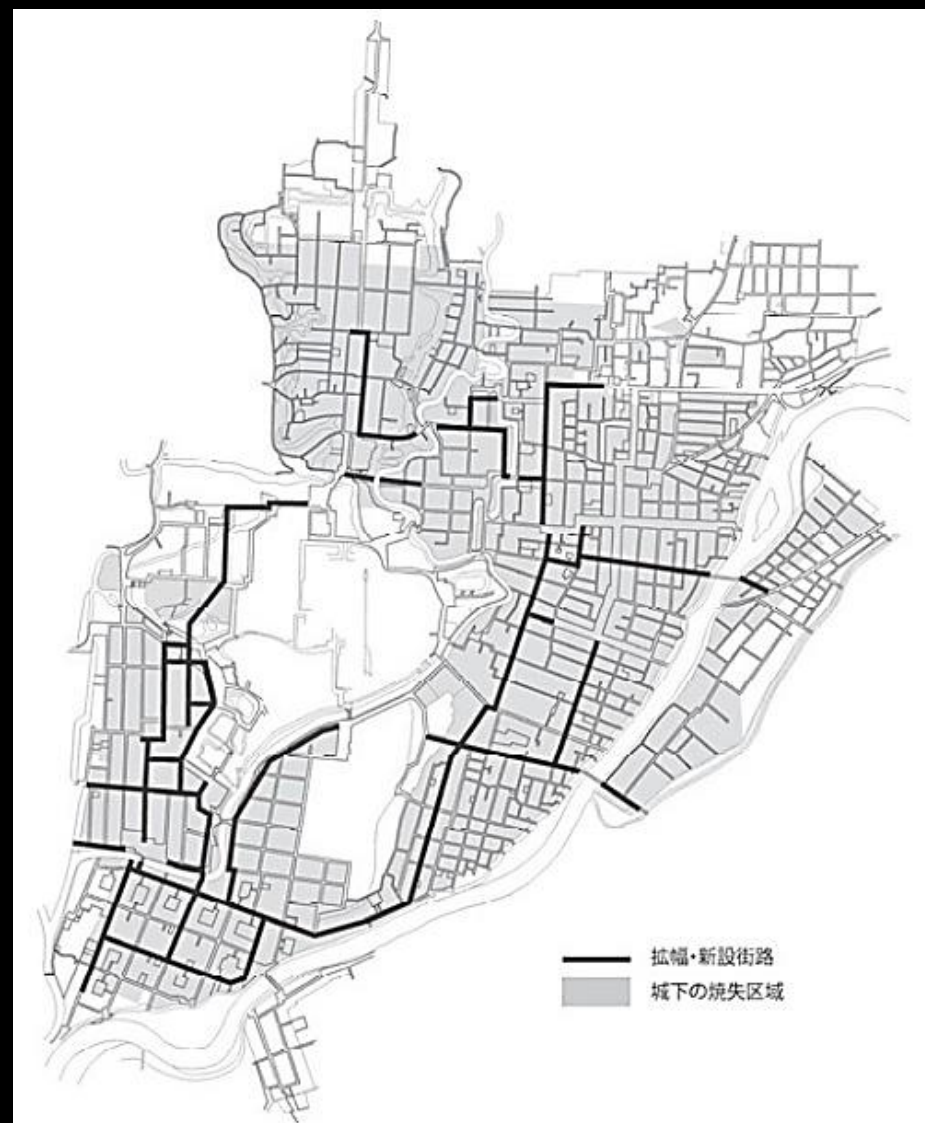
三間四尺 馬車道
左右壹間 ヲ 人道
内三尺 ヲ 水道床トモ
左右壹尺 ヲ ヤゲン水路
左右三尺 ヲ 軒下私有地



8 熊本県下道路修築ノ図

明治10年

※主要都市施設との関係



9 熊本県下道路修築ノ図



[簿冊]「公文附属の図・一三〇号 熊本県下道路修築ノ図」
(附A00130100)、国立公文書館デジタルアーカイブ、
<https://www.digital.archives.go.jp/file/1633638>

明治10年

※主要往還筋との関係



松澤真由美2020「西南戦争後の復興街路計画
にみる熊本城下の近代都市づくりの第一歩」『熊
本都市政策』Vol.7(都市政策研究所) (今回赤字加筆)

10 熊本県下道路修築ノ図

明治10年

※主要都市施設との関係

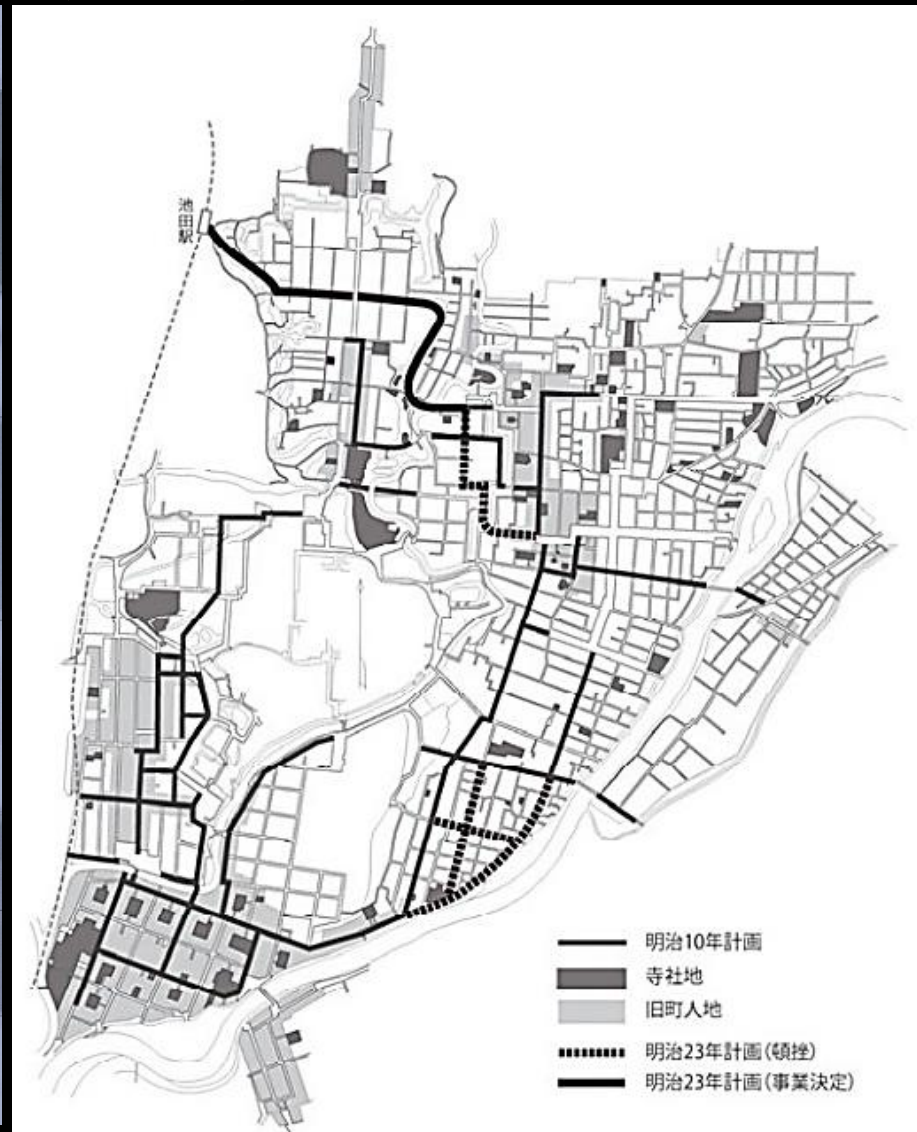


[簿冊]「公文附属の図・一三〇号 熊本県下道路修築ノ図」
(附A00130100)、国立公文書館デジタルアーカイブ、
<https://www.digital.archives.go.jp/file/1633638>

松澤真由美2020「西南戦争後の復興街路計画にみる熊本
城下の近代都市づくりの第一歩」『熊本都市政策』Vol.7

11 熊本県下道路修築ノ図

明治10年 ※明治10年⇔23年の比較



[簿冊]「公文附属の図・一三〇号 熊本県下道路修築ノ図」
(附A00130100)、国立公文書館デジタルアーカイブ、
<https://www.digital.archives.go.jp/file/1633638>

松澤真由美2020「西南戦争後の復興街路計画にみる熊本
城下の近代都市づくりの第一歩」『熊本都市政策』Vol.7

12 『熊本市政資料』とは ※水害による消失を免れた資料群



『熊本市政資料』(原本)の一部
熊本市立図書館蔵

新熊本市史編纂事業で複写版を一部作成



『熊本市政資料』(複写版:白黒)の一部
熊本市歴史文書資料室蔵

13『熊本市政資料』

熊本市立図書館蔵『熊本市政資料』0086

「御買上地所並地価調帳」明治10年(1877年)～

下記写真3点は熊本市歴史文書資料室蔵の複写版より掲載

明治10年2月 10月

12月

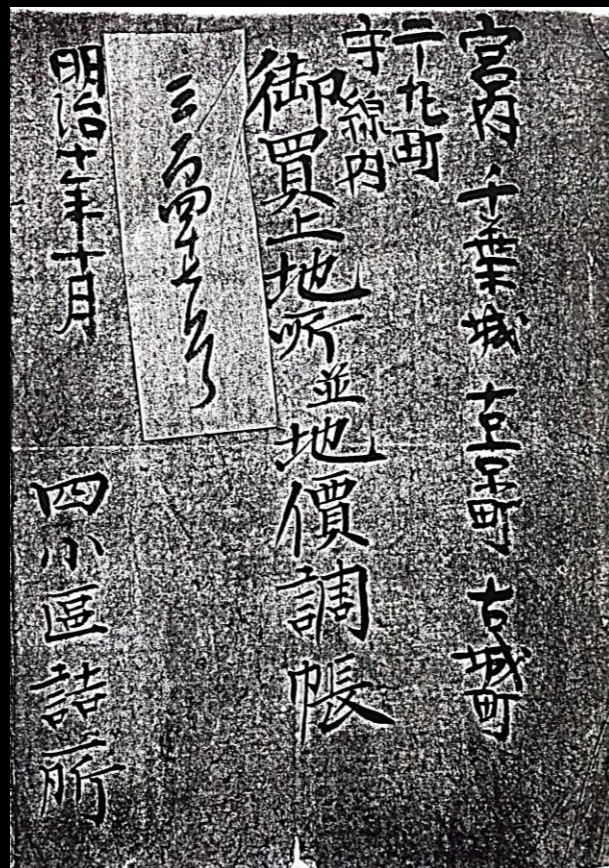
明治11年12月



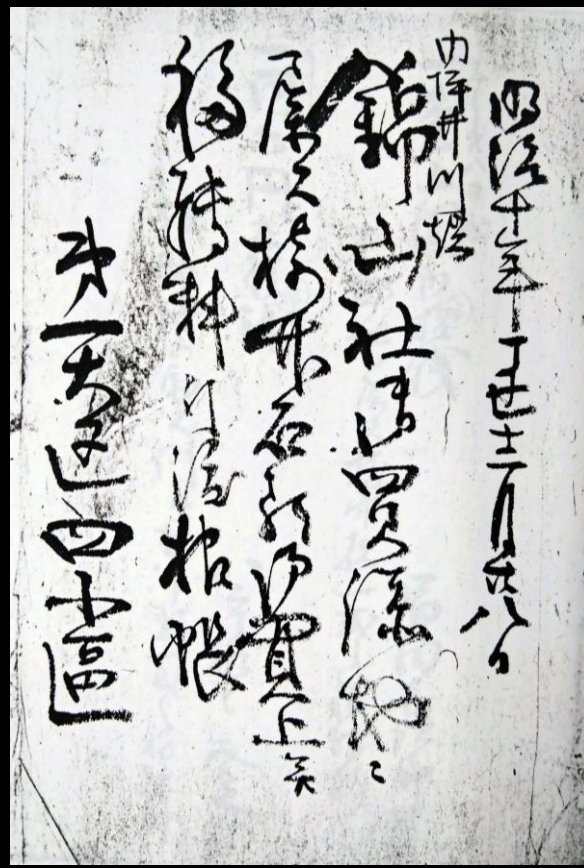
焼失から約8か月後

約10か月後

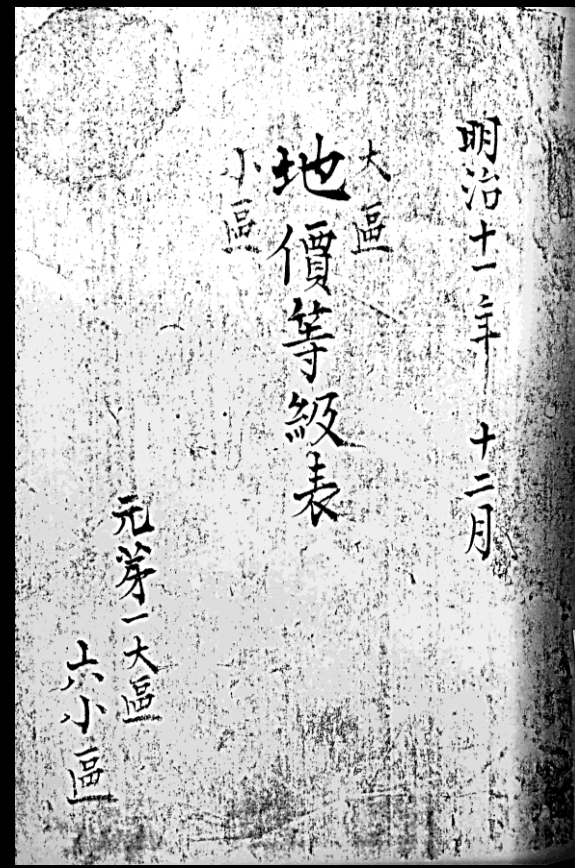
約1年10か月後



熊本城内(守線内)



錦山社(加藤神社)



地価等級表

14「第一大区」と小区 市町村変遷一覧表(熊本県ホームページ)

明 2 2	明 1 7	明 1 2	明 8	明 6	明 5	文化11	享保	寛永11
熊本市	熊本市	熊本市	第一大区	第一大区	第一大区			
			(全) 四小区		一小区	二ノ丸、宮内砂薬師坂下、古京町		
					二小区	二丸桜馬場、防安坂下、古城		
					三小区	仙勝院丁、柳川丁、宇土小路、京町中坂、京町本丁、新堀		
					四小区	岩立田畑、釈正寺坂、竜崩、竜迫谷、観音丁		
					五小区	京一丁目、京二丁目、今京町		
					六小区	観音坂、川西寺原、家鴨丁、寺原中ノ丁、瀬戸坂、下田畑口上組、寿寺丁		
					七小区	内坪井、米屋町尻、千葉城、高屋敷、八百屋尻、新道溝外、堀端六間町尻		
					八小区	八百屋町、米屋町、職人町、馬借町、魚屋町、鍛冶屋町、魚屋二丁目、六間町、堀端町、烏町		
					九小区	上三丁目、寺原新町、横町下三丁目、一丁目松雲院町、魚屋紺屋町、堀端北ノ丁		
					十小区	合羽丁、御持筒小路、長柄丁、御弓丁、浄行寺横丁		
					十一小区	千反畑、樟木丁、両人組、十人衆小路、井川淵、木庭丁、建丁、太鼓丁		
					十二小区	千反畑、火焚丁、鋤身崎、極楽寺丁、井川淵、内検丁、子飼源空寺丁		
					十三小区	鋤ノ身崎、須屋丁、射場丁、南覚寺丁		
					十四小区	寺原菰打丁、林木丁、見性寺前丁、向寺原、小弁丁、小生小路、同北丁、峯雲院前ノ丁、同前南ノ丁		
		十五小区	馬迫込、立田口中丁、菊池街道、立田口西丁、同東丁、御薬園丁、七軒丁、三軒町、東ノ丁、五十人組、二十人組、小松原、久本寺横丁					

15 「熊本市区改正」論

(新聞連載) 『熊本』 明治14年5月

新熊本市史編纂委員会 編 1994年
『新熊本市史 史料編 第9巻 新聞 上 近代』
P87~P93

(論説) 熊本市区改正 第一稿※

『熊本』 明14・5・5

大凡土地ノ盛衰アリ繁閑アルハ、自然ノ形勢即チ河溝港湾ノ便否ニ拠ルハ固ヨリ、其所ナリト雖ドモ、人民生計ノ方向之レヲ然ラシムルモ亦多キニ居ルナリ。試ニ見ヨ、河溝港湾ノ便ニ乏シキ山間ノ都会ニシテ、自然ノ形勢ノ便宜ナルモノニ勝ル都会ハ、往時封建ノ世ニハ往々之レヲ見聞セシコトアリ。我熊本市街ハ蓋其一ナリ。自然ノ便宜アルニモ拘ラズ、山間ノ都会ガ桃源ノ別天地ヲ占メ独リ繁華ヲ恣ニスルハ、一国ノ財権ヲ掌握スルノ大小名ナルモノガ全国ノ財貨ヲ吸集シテ之レヲ散布スルノミナラズ、大小名ニハ若干ノ士族ナルモノアリテ百貨ノ消費者トナリ、其地ノ繁華ヲ輔クレバナリ。是故ニ、藩ヲ廃シテ県ヲ置キ、士族ノ常職ヲ解キ汗食セシムルノ世トナレバ、曩^さキニ繁華ナリシ都会モ俄然トシテ衰頹ノ色ヲ顕ハシ、居棲ノ商賈ヲシテ衣食ノ方向を改メズンバ朝夕ヲ支フ可ラザルニ至ル。是レ此レヲ世勢ノ変遷ニヨリテ避ク可ラザルノ危難トハ謂フナリ。時勢ノ変遷ヲ知リテ之レニ所スルノ策略ヲ設ケ、変遷ニヨリテ胚胎スル所ノ危難ヲ避クル、之レヲ高見卓識ノ士ト謂フ。否ナ、世ニ所シ事ヲ行ナハントスルモノノ知ラザル可ラザルノ秘訣ナリ。

然リ而シテ今余輩ノ熊本市区ヲ改正セントスルモ、蓋シ此秘訣ニ則ラントスルモノナリ。試ミニ旧来ノ熊本城下ナルモノヲ

……(以下「第一稿」が続く)……

第一稿(第五稿、第二策(同年5/19)まで掲載あり。)

※「別紙(史料)」参照

16「熊本市区改正」論（新聞連載）『熊本』 明治14年5月

【全体】 西南戦争後で衰退した熊本を、近代都市として再生するための提案。
熊本の将来をどう立て直すかについて、商業・交通・地形・街区構造を総合的に
論じた、市区改正案の“連続論文”になっている。

【要点】

① 熊本は封建制の終わりで商業構造が崩れた

これまでの“花主＝城主・士族”が消費者だった時代は終わった。士族が廃藩置県で支持層から消え、商売の相手が減ったため、旧来の商業形態はもう成り立たない。

② 熊本の商業は、県庁や鎮台(軍)を頼りにしていて危険

旧来の「地元で完結する商い」に固執すれば衰退する。市街の繁栄のためには、もっと大きな商圈を視野に入れる必要がある。

③ 熊本は九州の中央にあり、本来は“物資集散地”となる素質あり

地理的条件は九州屈指。しかし港が未整備で、物流の要となる交通が貧弱なため、可能性を活かせていない。

④ まず百貫石港を整備し、物流の中心地にならないといけない

港が完成すれば、九州各地の物産が熊本に集まり、価格決定権も握れる。熊本の未来は「九州物産の集散地」になることにある。

17「熊本市区改正」論（新聞連載）『熊本』 明治14年5月



【要点】(続き)

⑤ 商業の中心となる“中央市区”を古町周辺に定めよ

四つの街(古町・新町・坪井・京町)がバラバラに小繁華をつくっている現状は非効率であり、商圈を一体化するために「中央区」を明確に定めることを強く主張。

中央区の候補地を比較した結果、古町一帯(白川・洗馬川沿い)が最適

理由:水運がある

(地形が適している、都市としてまとまりがよい、今後の発展の中心になる)

⑥ 河川(白川・洗馬川)の水運を改良し、物流ルートとして生かすべき

水量不足や干潮時の問題を指摘し、水門設置や運河方式の導入を提案。

これは“当時としてはかなり先進的な都市計画思想”。

⑦ まず練兵場(山崎練兵場)を中心市街地から移転することが“最低限の第一歩”(第七稿＝第二策)

市街を真ん中で分断しているため、市の発展を妨げている。

移転すれば、市街地を一体化でき、倉庫や商店を置いて商業が拡大する。

18「熊本市区改正」論（新聞連載）『熊本』 明治14年5月



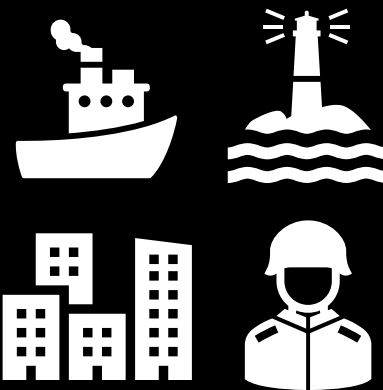
以上の内容を簡単にまとめると？

「西南戦争後の熊本は旧藩時代の商業モデルでは立ち行かない。
熊本が九州の中心都市として再生するためには、

① 港の整備、② 中央市街の一体化、
③ 古町中心の区画整理、④ 練兵場移転、⑤ 水運改良
が必要である」という、非常に体系だった“都市改造計画書”。

（さらに短い、超要約版）

「熊本の未来のためには、古い街の形を捨て、
古町を中心とした新しい中央市街地をつくり、
港と河川交通を整備して
九州随一の商業都市を目指すべきだ。
そのための障害である練兵場は移転せよ。」



19 「市区改正」とは ーその起源と時代背景ー

藤森照信(2004)『明治の東京計画』岩波書店
(国立国会図書館デジタルコレクション)

☑「市区改正」とは

- ・「都市計画」は、大正8年(1919年)制定の旧都市計画法以降
- ・それまで半世紀近く、人々は「市区改正」と呼び習わしていた

☑「市区改正」の起源

- ・明治10年代に芽生えた東京改造計画＝「市区改正計画」
- ・明治13年(1880年)11月2日、東京府知事松田道行
「東京中央市区画定之問題」

☑当時の時代背景

- ・明治5年(銀座の大火)、神田の大火(明治13年・14年)
- ・明治10年代は江戸火事克服の時代＝市区改正計画出発の時



20 銀座煉瓦街計画 明治5年

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料①

資料配布とホームページ掲載は
ありません

図1 銀座煉瓦街計画図
(明治5年3月18日公布)

図2 銀座煉瓦街計画実現図
(明治10年竣工時)

図3 竹川町における道路拡幅
(明治5年)

21 銀座煉瓦街計画 明治5年

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料②

資料配布とホームページ掲載は
ありません

図12 銀座大通り(写真) 図14 朝野新聞社(上・写真)

図13 銀座大通り(写真) 図15 曙新聞社(左・写真)

図16 コベント・ガーデン
の現状(下右・写真)

図17 リージェント・ストリート
(下左・銅版画)

22 東京の防火計画 明治14年頃

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料③

資料配布とホームページ掲載は ありません

図20 東京大火グラフ

図23 日本端箔屋町火事
跡地計画図
(明治13年2月立案)
実施されず

図21 東京火災地図

図22 神田黒門町火事
跡地計画図
(明治11年3月立案)

図24 神田橋本町スラム
クリアランス計画図
(明治14年1月立案)
同年中に実施完了

23 東京の防火計画 明治14年頃

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料④

資料配布とホームページ掲載は
ありません

図25 東京防火令図
(明治14年2月
25日発布)

図26 市区改正計画の
市域変遷図

24 東京市区改正案 明治13・14年

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料⑤

資料配布とホームページ掲載は
ありません

図27 明治173年の東京
(明治19年画)

図28 市区改正松田案
(明治13年5月立案、
11月公表)

図30 明治62年の
東京市街
(明治22年画)

図29 明治62年の日本橋
(明治22年画)

図31 市区改正平野富二案
(明治14年4月立案)

25 東京市区改正案 明治18年

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料⑥

資料配布とホームページ掲載は ありません

図35 市区改正審査会案
(明治18年10月立案)

図36 市区改正審査会案
幹線道路図

図37 市区改正審査会案
構造模式図

26 西南戦争後の戦災復興と「軍都熊本」の街並み

「熊本県下商工技芸早見便覧」 明治19年(1886年)より

参考資料⑦

資料配布とホームページ掲載は
ありません

「山崎練兵場ヨリ熊本縣廳ヲ望ム」

田中義幸『熊本県下商工技芸早見便覧』（1886年）は『絵で見る明治商工便覧第10巻』（ゆまに書房1987年）に転載され、現在では国立国会図書館デジタルコレクションでも公開されている。『明治銅版画 熊本商家繁昌圖録』（青潮社1983年）も内容は同じ。

27 西南戦争後の戦災復興と「軍都熊本」の街並み 「熊本県下商工技芸早見便覧」 明治19年(1886年)より

参考資料⑧

資料配布とホームページ掲載はありません

「陸軍々馬飼糧 御用達商人」
(熊本区洗馬上一丁目)

※田中義幸『熊本県下商工技芸早見便覧』(1886年)は『絵で見る明治商工便覧 第10 巻』(ゆまに書房1987 年)に転載され、現在では国立国会図書館デジタルコレクションでも公開されている。
『明治銅版画 熊本商家繁昌圖録』(青潮社1983年)も内容は同じ。

28 西南戦争後の戦災復興と「軍都熊本」の街並み 「熊本県下商工技芸早見便覧」 明治19年(1886年)より

参考資料⑨

資料配布とホームページ掲載はありません

「熊本新聞発兌 活版印刷所 活版舎」
(熊本区古城堀端町)

※田中義幸『熊本県下商工技芸早見便覧』(1886年)は『絵で見る明治商工便覧 第10 巻』(ゆまに書房1987 年)に転載され、現在では国立国会図書館デジタルコレクションでも公開されている。
『明治銅版画 熊本商家繁昌圖録』(青潮社1983年)も内容は同じ。

29 西南戦争後の戦災復興と「軍都熊本」の街並み 「熊本県下商工技芸早見便覧」 明治19年(1886年)より

参考資料⑩

資料配布とホームページ掲載はありません

「諸毒消丸本舗 吉田順碩 松花堂」
(熊本区新細工町)

※田中義幸『熊本県下商工技芸早見便覧』(1886年)は『絵で見る明治商工便覧 第10 巻』(ゆまに書房1987 年)に転載され、現在では国立国会図書館デジタルコレクションでも公開されている。
『明治銅版画 熊本商家繁昌圖録』(青潮社1983年)も内容は同じ。

30 西南戦争後の戦災復興と「軍都熊本」の街並み 「熊本県下商工技芸早見便覧」 明治19年(1886年)より

参考資料⑪

資料配布とホームページ掲載はありません

「陸軍製靴御用達 櫻組造靴場支店」
(熊本区紺屋今町十四番地)

※田中義幸『熊本県下商工技芸早見便覧』(1886年)は『絵で見る明治商工便覧 第10 巻』(ゆまに書房1987 年)に転載され、現在では国立国会図書館デジタルコレクションでも公開されている。
『明治銅版画 熊本商家繁昌圖録』(青潮社1983年)も内容は同じ。

31 西南戦争後の戦災復興と「軍都熊本」の街並み 「熊本県下商工技芸早見便覧」 明治19年(1886年)より

参考資料⑫

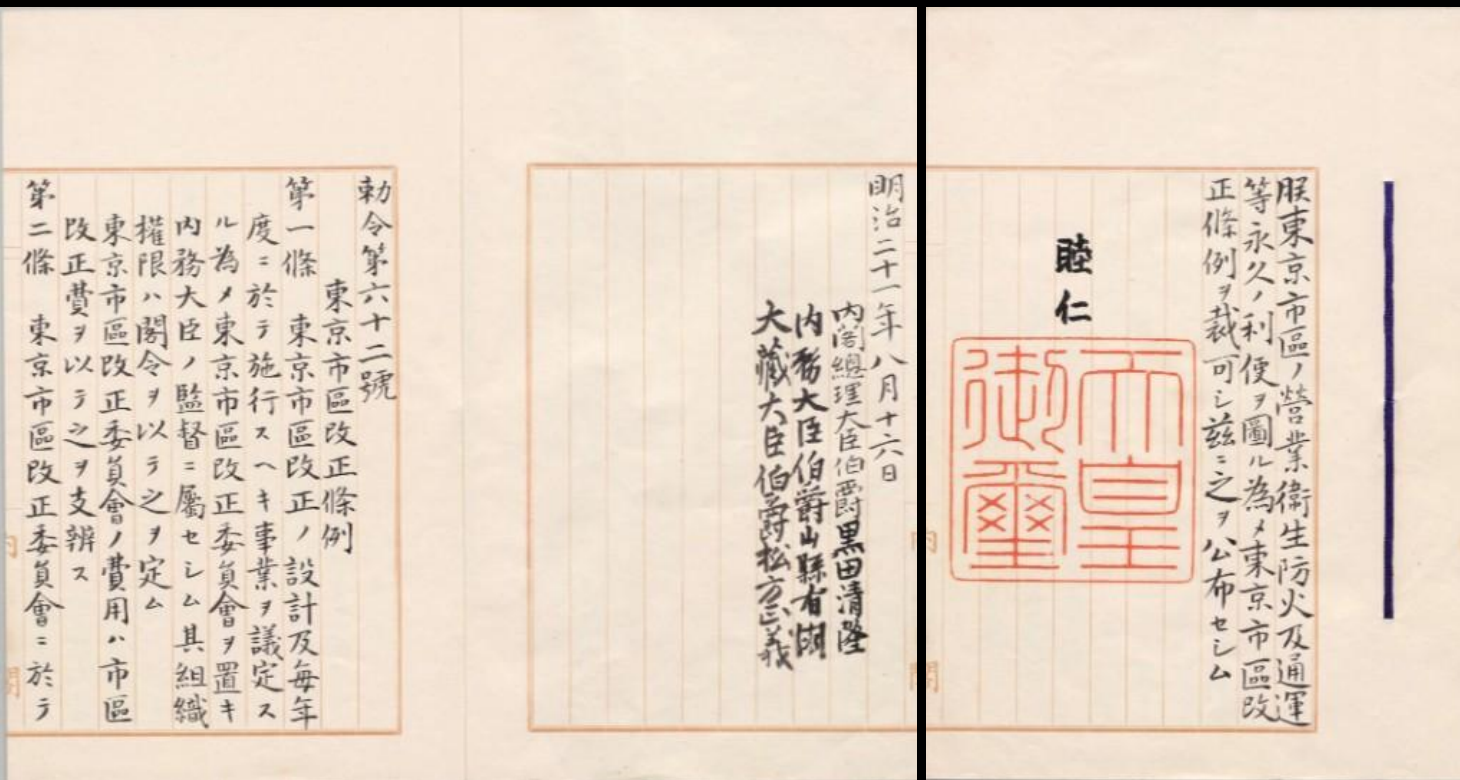
資料配布とホームページ掲載はありません

「時計商 並ニ 附属品 いろいろ」
(熊本区通丁筋ニテ 新鍛冶屋町)

※田中義幸『熊本県下商工技芸早見便覧』(1886年)は『絵で見る明治商工便覧 第10 巻』(ゆまに書房1987 年)に転載され、現在では国立国会図書館デジタルコレクションでも公開されている。
『明治銅版画 熊本商家繁昌圖録』(青潮社1983年)も内容は同じ。

32「東京市区改正条例」(御署名原本) 明治21年

[簿冊]「東京市区改正条例・御署名原本・明治二十一年・勅令第六十二号」(御00243100)
国立公文書館 デジタルアーカイブ、
<https://www.digital.archives.go.jp/file/153374>



(第1条) 内務省に設ける東京市区改正委員会に市区改正の設計及び毎年度の事業を定める権限を持たせること

(第2条) 市区改正の設計は内務大臣に具申し、内務大臣の審査を経て内閣認可を受け、東京府知事に公告という手続方法で市区改正事業の内容が決定されること

(第5条) 政府は市区改正事業を補助するための官有河岸地を東京府に下付することで、その貸付収入を市区改正の財源にあてることとしたこと

・・・など、東京の市街地改造を行う計画及び事業に関する制度

33 東京市区改正案 明治22年

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料⑬

資料配布とホームページ掲載はありません

図38 市区改正審査会案
(明治22年3月立案、
公示)

図39 市区改正委員会案
幹線道路図

図40 市区改正委員会
案構造模式図

34 東京市区改正 (新設計) 明治36年

参考資料⑭

資料配布とホームページ掲載は ありません

図41 市区改正新設計
(明治36年3月立案)

図42 市区改正計画における
皇居周辺の用途変遷

- 1 市区改正芳川案(明治17年)
- 2 渋沢栄一の主張(明治18年)
- 3 市区改正審査会案(明治18年)

35 東京市区改正案 明治22年

参考資料⑮

資料配布とホームページ掲載は ありません

図43 兜町ビジネス街と
審査会案

図45 丸の内オフィス街
計画図
(明治22年決定)

図44 丸の内オフィス街
仲通り

図46 丸の内オフィス街
一丁ロンドン

36 官庁集中計画 明治20年

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料①⑥

資料配布とホームページ掲載は ありません

図47 官庁集中計画
工部省案
(明治8年立案)

図49 官庁集中計画
コンドル第二案
(明治18年1月案)

図48 官庁集中計画
コンドル第一案
(明治18年1月立案)

図50 官庁集中計画
バックマン案
(明治19年6月案)

37 官庁集中計画 明治20年

藤森照信 著『明治の東京計画』,岩波書店,1982.11.
国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11972302>

参考資料⑰

資料配布とホームページ掲載は ありません

図51 官庁集中計画
ホープレヒト案
(明治20年5,6月立案)

図53 官庁集中計画
山尾庸三案
(明治21年9月立案)

図52 官庁集中計画
エンデ案
(明治20年5-7月立案)

図54 国会議事堂
第一案
(明治20年2,3月立案)

図55 国会議事堂 第二案(明治20年9月頃立案)

38 官庁集中計画 明治20年

参考資料⑱

資料配布とホームページ掲載は
ありません

図55 バックマン案鳥瞰図
(明治19年6月立案)

図58 司法省第一案
透視図
(明治20年2月立案)

図57 裁判所第二案
(明治20年9月頃立案)

39 東京の都市計画 大正～昭和

東京市区改正 = 近代日本の
都市計画の原点

- ・ 時期：1884（明治17）審査会
→1888（明治21）市区改正条例
で本格実施。

- ・ 内容：道路拡幅・鉄道計画・
橋梁・上下水道・公園など全市
を対象にした初の総合都市計画

- ・ 特徴：欧米都市を参照した国
家主導の大規模改造で、「近代
東京」骨格の原型を形成。

参考資料⑬

資料配布と
ホームページ掲載は
ありません

図59 震災復興
東京計画
中村順平案
(大正13年4月立案)

図60 大同都市計画
(昭和14年立案)

40 5大都市の市区改正 大正7年(1918年)

- ☑ 東京市区改正と同様に都市改造を行った 5 大都市
(横浜・大阪・神戸・名古屋・京都)
※出典：市区改正条例・各都市計画史等の史料
- ☑ 東京の市区改正
明治17年審査会～明治21年条例施行により本格化。
- ☑ 横浜・大阪・神戸・名古屋
大正7年に東京市区改正条例が準用され本格的
市区改正へ。

41 5大都市の市区改正

【横浜】 明治後期：市区改正調査→未実施

参考資料②⑩

資料配布とホームページ掲載は
ありません

「市区改正横浜実測新図」

横浜都市発展記念館
横浜地図データベース

・ 時期：日露戦争後（明治40年代）に市区改正調査が進む

・ 内容：横浜港拡張計画に合わせ、市街地改造（道路拡幅・防火帯整備など）の調査が行われた。

・ 特徴：明治期は実施に至らず、本格的市区改正は大正期（震災復興期）に持ち越し。

42 5大都市の市区改正

【大阪】明治20年代:市区改正案作成

参考資料②①

資料配布とホームページ掲載は
ありません

「大阪市区改正設計図」

輝く明日のまちづくりを
ー北島：北島土地区画整理事業の歩みー

- ・時期：1887（明治20）年に「大阪市区改正方案取調委員会」が設置される。

- ・内容：道路改造・市街地整備の計画案が作成されたが、明治期は財政・制度上の理由で未実施。

- ・特徴：路面電車の整備に伴い明治末～大正初期に道路拡幅が一部先行実施（任意事業）。

大阪市都市整備協会 編『輝く明日のまちづくりをー北島：北島土地区画整理事業の歩み』,大阪市建設局,1990.3. 国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/pid/13069495>

43 5大都市の市区改正

【神戸】明治末:市区改正調査が開始

- ・ 時期：1914（大正3）年に市区改正調査委員会設置（明治期末～大正以降）。
- ・ 内容：外国人居留地の拡張、港湾地域の道路整備・市街地更新などを検討。
- ・ 特徴：明治期は準備段階のみで、本格化は大正期の都市計画法（1919）以降。

参考資料②②

資料配布とホームページ掲載は
ありません

「神戸都市計画図」

国際日本文化研究センター蔵

44 5大都市の市区改正

【名古屋】明治40年代： 市区改正調査委員会設置

- ・ 時期：1911（明治44）年、市区改正調査委員会が設置され、1913（大正2年）に方案完成。
- ・ 内容：道路拡幅、市街電車の整備、公園・緑地の構想など、広範な都市改造案を作成。
- ・ 特徴：明治末期に制度的市区改正に最も近づいた都市だが、実施は大正期。

「建物現況図」（都市計画名古屋地方委員会）
市域内は大正9年、市城外は大正15年の調査結果

参考資料②③

資料配布と
ホームページ掲載は
ありません

「建物現況図」

45 5大都市の市区改正 【京都】明治末:三大事業に より実質的市区改正 が進展

- ・ 時期：明治末～大正初期にかけて「京都市三大事業」（道路拡築＋市電敷設＋上下水道整備）
- ・ 内容：道路幅員の拡大、幹線道路整備、近代交通（市電）の導入、上下水道の本格整備。
- ・ 特徴：五大都市の中で、明治期に最も実質的な市区改正（インフラ更新）が進んだ都市。

国際日本文化研究センター蔵
大正14年（1925年）京都市都市計畫道路圖
所蔵地図データベース

参考資料②④

資料配布と
ホームページ掲載は
ありません

「京都市都市道路図」

46 5大都市の市区改正【まとめ】

明治時代における、5大都市市区改正の位置づけ

- ☑ **東京**だけが明治期に本格的な市区改正（1888年条例）が実施された。
- ☑ 5大都市（**横浜・大阪・神戸・名古屋・京都**）は、いずれも“準備・調査段階”にとどまる。
- ☑ ただし、**京都**は「三大事業」により、事実上の市区改正に相当する都市大改造を明治期に実施。
- ☑ **名古屋・大阪・横浜・神戸**は、計画案や調査は明治期に開始したが、実行は大正以降。

47 熊本における「市区改正」の準用とは

- ・明治期熊本市における「市区改正の準用」とは、東京市区改正条例の制度・技術・設計思想を、法律上ではなく行政運用として導入し、内務省の認可のもと市街地改造を進めたことを指す。
- ・これは熊本に特有のものではなく、都市計画法制定以前の地方都市に広く共通する実態であった（金沢市・福岡市など）。

熊本における特徴（補足）

- ・熊本の場合、城下町由来の狭隘な道路防御的都市構造
第六師団の存在（軍事都市）
- ・これにより、軍事・防災・輸送を重視した比較的早い段階での市区改正構想が必要とされ、東京モデルを“早期に・強く”準用した都市と言える。

48 熊本における「市区改正」の準用とは

熊本市と全国他都市の「市区改正」準用例

都市	状況
熊本市	東京市区改正条例の設計思想・道路基準を準拠し、市区改正調査委員会を設置して計画(方案)を作成。内務省の指導・認可を受け、軍都・城下町としての機能更新を目的に道路拡幅・線形整理等を実施。
大阪市	東京市区改正を実質的モデルとして道路拡幅・市街地整理を実施(後年に正式市区改正条例制定)。
名古屋市	内務省の関与のもと、市区改正設計を策定し、東京基準に準拠した幹線道路整備を推進。
神戸市	港湾整備と連動して、市区改正的手法を準用し、市街地構造の近代化を実施。
福岡市	明治末期より東京モデルを参照した道路改良・市街地整理を段階的に実施。
金沢市	城下町構造を前提に、市区改正思想を準用しつつ限定的な街路整備を実施。

49 熊本における「市区改正」の準用とは

東京市区改正条例を法的に直接適用したものではなく、技術基準・計画思想を準拠する形で行政的に「準用」された、明治後期地方都市に共通する市区改正の一例。

なぜ「準用」しかできなかったのか

理由①：中央集権的な都市制度明治政府は東京の首都改造を最優先。

地方都市には画一的な法律を与えていなかった。

理由②：都市計画法以前の過渡期全国一律の制度は

1919（大正8）年 都市計画法

1919年 市街地建築物法 まで待つ必要があった

 それ以前は、「勅令＋準用＋個別許可」という非常に行政裁量的な運用だった。

50 公文書にみる近代熊本の都市計画

89

山崎練兵場元地主復権請願趣意

明治32・1・24 市政資料760

山崎練兵場元地主復権請願趣意

意見書

山崎練兵場交換ニ関スル熊本市会ノ手続ハ適法ノ処置ニアラサルノミナラス、吾等旧地主ノ権利ヲ蹂躪セシ専横違法ノ所為ナルヲ以テ、茲ニ其主旨ヲ論述セン。

抑モ山崎練兵場ハ旧藩侍屋敷ニシテ吾々祖先来ノ所有地タリシニ、明治八年同十年ノ兩度ニ於テ、陸軍省御用地トシテ買収セラレ、爾來二十年間同省ノ所管ニ歸シ練兵場トシテ使用セラレタリ。故ニ性質上純粹ノ官地トハ全ク異ナリ、其不用ニ皈スルト共ニ旧地主ハ土地収用法ノ規定ニ基キ、原価ヲ以テ買戻スノ特権ヲ有スル所謂条件付ノ地所ト云フヘキナリ。然ルニ熊本市会ニ於テハ、市区改正ノ計画上、山崎練兵場ノ市街中央ニ位スル実ニ枢要ノ地点ナルヲ以テ他ノ代用地ト交換ノ具申ニ及ヒ、既ニ其筋ニ於テモ聴許セラレタル哉ニ確聞セリ。今土地収用法ノ明文ヲ見ルニ、

第三十五条 起業者工事ヲ廃シ又ハ其他ノ事故ニ依リ収用シタル土地ノ全部若クハ一部不用ニ皈シタル時ハ起業者ハ直チニ其旨旧所有者ニ通知ス可シ。若シ所在不分明ナル時ハ官報及ヒ其地方ノ新聞紙ヲ以テ三回以上公告ス可シ。

51 土地収用法 御署名原本 明治二十二年 法律第十九号

[簿冊]「土地収用法・御署名原本・明治二十二年・法律第十九号
(御00304100)、国立公文書館デジタルアーカイブ
<https://www.digital.archives.go.jp/file/141684>

法律第十九号 土地収用法

第一章 總則

第一條 公共ノ利益ノ為メノ工事ニシ
テ必要アルトキハ此法律ノ定ムル所
ニ依リ損失ヲ補償シテ土地ヲ収用又
ハ使用スルコトヲ得
土地ノ使用ハ三年以内ニ限ル但一年
以上ニ亘リ又ハ使用ノ為メ土地ノ形
質ヲ變更スルトキ又ハ建物アル土地

朕土地収用法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

睦仁



明治二十二年七月三十日

内閣總理大臣伯爵田中清隆
内務大臣伯爵松方正義

土地収用法 明治22年(1889年)

国や地方公共団体が、公共の事業(道路・鉄道・港湾・河川
改修・軍用地設置等)を行うために土地を取得できる法律。

52 土地収用法

[簿冊]「土地収用法・御署名原本・明治二十二年・法律第十九号、(御00304100)、
国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/file/141684>

第三十五条

第三十五条 起業者工事ヲ廢シ又ハ其
他ノ事故ニ由リ収用シタル土地ノ全
部若クハ一部不用ニ歸シタルトキハ
起業者ハ直ニ其旨ヲ舊所有者ニ通知
スヘシ若シ其所在不分明ナルトキハ
官報及其地方ノ新聞紙ヲ以テ三回以
上公告スヘシ
前項ノ土地ハ舊所有者原價ヲ以テ之
ヲ買戻スコトヲ得
第三十六條 前條ノ通知後二箇月以内

第三十七条

又ハ公告後六箇月以内ニ舊所有者何
等ノ申込ヲ為サ、ルトキハ買戻ノ權
ヲ失フモノトス
第三十七條 起業者若シ第三十五條ノ
通知又ハ公告ヲ為サスレテ他人ニ土
地ヲ賣却譲與シタルトキハ舊所有者
ハ現所有者ニ就テ原價ヲ以テ其土地
ヲ買戻スコトヲ得
第三十八條 國防其他兵事上工事ノ急
施ヲ要スル場合ニ於テ土地ヲ収用又

53 まとめ 美濃口紀子2023 「近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地」
『熊本都市政策 vol.10』 熊本市都市政策研究所 (P17~19: 表9)

時期	和暦	西暦 月	世界・日本における主な出来事と関係法令	月	熊本における主な出来事 (近代の軍用地、戦後の緑地・公園)
近代 I 期	明治元	1868	明治維新、神仏分離令		長岡護美の建議により肥後藩で菊池・加藤二代を祭祀するよう達せられる
	明治2	1869	版籍奉還、知藩事(261人)を任命		版籍奉還により肥後藩(細川藩)の呼称は正式に熊本藩となる
	明治3	1870	藩政改革を公布		熊本城廃藩意見書、熊本城内を一般に開放、古城に医学校が開校(明治8年廃校)
	明治4	1871	廃藩置県、全国城郭毀廃ノ所置方ヲ各鎮台ニ心得シム		城内に錦山神社(加藤神社)を遷宮、花畑に鎮西鎮台設置、古城に洋学校開校
	明治5	1872	地券渡方規則		天皇熊本行幸、熊本県庁が二の丸から二本木へ移転、新牢を手取本町(現市役所敷地)に設置
	明治6	1873	地所名称区別、改訂鎮台条例、地租改正条例、存城・廃城決定、太政官布達第16号公園設置の布達		鎮西鎮台を熊本鎮台と改称、鎮西兵団病院を熊本鎮台病院と改称
	明治7	1874	地所名称区別改定、五鎮台所管土地建物区入費ヲ要スルモノ該台経営部ニ於テ担当		鎮台本営が本丸に移転、錦山神社(加藤神社)が新堀町に移転
	明治8	1875	公用土地買上規則、土地家屋貸渡方、陸軍省所轄 諸城並土地家屋貸渡方		熊本博覧会社主催の熊本博覧会が新堀町の錦山神社(加藤神社)で開催
	"	"	存城ニ孕メル軍事関係ノ土地家屋従来人民借受ノ分ハ城内同様無遺漏可取調候事		二の丸に歩兵十三連隊が屯営、熊本県庁が二本木から古城病院跡に移転
	明治9	1876			二の丸に鎮台病院が落成、神風連の変、古城の洋学校跡地に臨時裁判所と県警本部を設置
	明治10	1877			西南戦争の火災で天守・本丸御殿等のほか、城下も広く焼失、下馬橋の撤去・架替
	明治11	1878	陸軍省所轄 土地家屋人民エ貸渡規則		藤崎八幡宮が南千反畑に移転、熊本裁判所が京町に移転、山崎練兵場が拡大
	明治12	1879			記念碑建立について明治天皇より金300円が下賜され庭園整備(後の清爽園)
	明治13	1880	土地売買譲渡規則		熊本区役所は洗馬川端町に移転、熊本県概表(熊本県の統計書)を刊
	明治14	1881			熊本県の地租改正完了
	明治15	1882	陸軍所轄地押借願及明細書(書式)		大洪水(城周囲の石垣より抜け水瀑水の如し)
	明治17	1884			歩兵第13連隊の一部を分離して歩兵第23連隊第1大隊を設置、山砲兵第6大隊を砲兵第6連隊と改称し旧備前屋敷に設置、陸軍が宇土橋と監物橋を改修
	明治18	1885	鎮台条例改正、各鎮台の歩兵連隊で旅団を編成		旧花畑屋敷の庭石払下を受け翌年に庭園整備(後の清爽園)
	"	"	陸軍省所轄 土地家屋貸渡規則、陸軍参謀本部測量局が正式地形図作成を開始		
	明治19	1886	登記法、陸軍省官制 全国旧砲台地ノ内存置ヲ要セサルモノ其他不用ノ土地建物等ヲ売却シ練兵場及射撃場増地買取ノ資ニ充ツ		歩兵第13連隊と歩兵23連隊をもって第11旅団を編成
	明治20	1887			熊本県庁が古城から南千反畑町に移転

54 まとめ 美濃口紀子2023 「近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地」
『熊本都市政策 vol.10』 熊本市都市政策研究所（P17～19：表9）

近代Ⅱ期	明治21	1888		市制・町村制公布、師団司令部条例制定	熊本鎮台が第六師団と改称、熊本区役所が南千反畑町に新築・開庁。託麻郡渡鹿村大江村の両村地内に於いて工兵營敷地及び練兵場等用地として官民有地合わせて13万6,429坪3合8勺（約45万㎡）を買収。
	明治22	1889		大日本帝国憲法公布、市制・町村制施行開始、土地台帳規則、土地収用法	熊本市発足（初代市長杉村大八）、金峰山地震、工兵第6大隊が渡鹿へ移転。
	明治23	1890		陸軍省所轄 土地家屋賃渡規則ヲ廃ス、官有財産管理規則、官有地取扱規則、官有地特別処分規則	熊本憲兵隊設置、第五高等学校が黒髪村に新築落成。
	明治24	1891		官有財産目録（陸軍省「土地ノ部」）、官有財産管理規則第十六条ニ依調製スヘキ目録様式ノ件	城内梅屋敷（厩橋付近）に熊本電燈会社が開業、九州鉄道株式会社が久留米―高線間と高瀬―熊本市春日間を開通させる。
	明治25	1892		帝国議會へ提出スヘキ官有財産増減異動報告様式標準ヲ定ム	
	明治27	1894		日清戦争、臨時軍事費特別会計、軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件貸付充渡方	歩兵第23連隊が花畑屋敷跡に兵營を移転、第6師団に動員令（日清戦争）、九州鉄道株式会社が熊本―川尻間を開通させる。
	明治28	1895	4	日清講和条約（下関条約）調印	第6師団司令部が熊本市に帰還。
	明治29	1896			山崎練兵場で臨時大招魂祭を挙行
	明治30	1897			野戦砲營第六連隊第一大隊兵營が大江の新兵舎村に移転、監物台に熊本陸軍地方幼年学校が開校
	明治32	1899			下河原公園が開園
	明治33	1900		土地収用法改正	山崎練兵場が大江村に移転完了、熊本市新市街土地造成起工式、白川大水害
	明治34	1901		熊本の正式地形図完成	池田駅を上熊本駅と改称、新市街の土地造成工、第1回熊本市統計書を発行
	明治35	1902	1	日英同盟協約調印	天皇行幸（陸軍大演習）、南坂・下馬橋改修（行幸坂・行幸橋）で城内へ国道11号延長、熊本電燈会社が解散し第九銀行に譲渡（熊本電燈所と改称）
	明治37	1904		日露戦争、臨時軍事費特別会計法	第六師団に動員令（日露戦争）、株式会社電燈所が事業開始（明治42年譲渡・解散）
	明治38	1905	9	日露講和条約（ポーツマス条約）調印	
	明治39	1906		鉄道国有法公布（翌年に九州鉄道株式会社も国有化）	熊本市は新市街地を煙草製造所として大蔵省に売却（明治44年落成）、第六師団司令部凱旋、下河原公園で凱旋祝賀会、渡鹿練兵場で臨時招魂祭
	明治41	1908		戊申詔書發布	熊本輕便鉄道など全国の8社が合併し、大日本軌道株式会社が設立
	明治42	1909		陸軍營繕費補充資金特別会計ノタメニスル陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ関スル件	清正公300年祭。新堀町の「錦山神社」は「加藤神社」に改称、藤公記念共進会
	明治43	1910		陸軍營繕費補充資金特別会計施行規則	西橋門外の杉、飯田丸のくるみ、頬当門内のもみの木等を補植
	"	"	8	韓国併合に関する条約調印	
近代Ⅱ期	明治44	1911		陸軍ニ於ケル土地建造物ヲ貸渡ストキ随意契約ニ依ルコトヲ得ル件	輕便鉄道（大日本軌道株式会社：知足寺宮内閣）開通、輕便鉄道（菊池軌道：上熊本―広町間）開業、熊本専売支局が新市街に落成。
	大正3	1914	7	オーストリアがセルビアに宣戦布告、第1次世界大戦勃発	第18師団と第6師団の工兵第6大隊等に動員令が下る
	"	"	8	日本がドイツに宣戦布告	
	大正4	1915	1	日本が中国にいわゆる21箇条の要求を提示	熊本市で天皇即位大札記念の大典記念熊本國産共進会を開催、県立公会堂が落成
	大正5	1916			臨時熊本市会で上水道設置計画可決（天守台と箱馬場に配水池計画）
	大正6	1917			天守台前の第六師団司令部が落成
	大正7	1918		第一次世界大戦が終結、内務大臣官房に都市計画課を設置	第6師団中支派遣隊が熊本駅を出発

55 まとめ 美濃口紀子2023 「近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地」
『熊本都市政策 vol.10』 熊本市都市政策研究所（P17～19：表9）

近代Ⅲ期	大正8	1919		パリ講和会議開催、ベルサイユ講和条約調印	
	"	"		朝鮮で三・一運動、中国で五・四運動	
	"	"		「都市計画法」制定、「史蹟名勝天然記念物保存法」公布	
	大正9	1920	1	国際連盟発足、日本も加盟国となる。官有土地貸下規則	熊本陸軍地方幼年学校が熊本陸軍幼年学校と改称
	大正10	1921		ワシントン会議開催、「国有財産法」	大熊本市誕生（11か町村合併）、坪井広町ー上熊本駅間平坦道路の起工式
	大正11	1922		陸軍省所管国有財産取扱規程制定	大日本軌道の事業を市営で継承、城内午砲廃止で市が継承後サイレンに変更。熊本市島崎町所在の陸軍省所管の段山作業場と、大江町所在の民有地との土地交換が行われる。
	大正12	1923	9	関東大震災	歩兵第23連隊の渡鹿移転決定、熊本市上水道起工式、熊本市新庁舎落成、熊本市に都市計画法実施、熊本市電起工式、平坦道路開通式
	大正15	1926			熊本城址保存会結成（昭和2年財団法人となる）、新町清爽園開場式
	昭和2	1927			熊本陸軍幼年学校廃校、熊本城のドン（午砲）復活、熊本陸軍教導学校開校、宇土櫓解体修理（熊本城址保存会）、谷村計介銅像設置（西南戦争50周年記念）
	昭和3	1928			菊池電気軌道（本妙寺ー広町間）複線工事完成、御大典記念熊本物産共進会、熊本放送局開局、市電敷設（辛島町一段山線）でさらに段山分断、古城堀埋立
	昭和4	1929			市電第2期線（辛島町ー春竹間）開通、千葉城跡に偕行社落成、花畑公園開園
	昭和5	1930		ロンドン海軍軍縮会議、ロンドン海軍軍縮条約を可決	花畑町に熊本市勸業館落成、熊本市公会堂落成、風致地区指定（立田山など6地区）
	昭和6	1931	9	満州事変勃発	市内（厩橋・偕行社入口など）道路舗装工事、天皇熊本行幸（陸軍大演習）で記念碑
	昭和7	1932	3	満州国建国宣言	
	"	"	5	5.15事件	

昭和8	1933	3	日本が国際連盟脱退を通告	宇土櫓などが国宝に指定、熊本城域が史蹟に指定、熊本招魂社改築落成、市に観光課設置
昭和10	1935			熊本貯金支局を開設、市電第2期線（上熊本ー一段山間）開通、新興熊本博覧会開催
昭和11	1936	2	2.26事件	花畑町に熊本貯金支局落成（市が敷地300坪を国に無償提供し建物も建築・貸与）

56 まとめ 美濃口紀子2023 「近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地」
『熊本都市政策 vol.10』 熊本市都市政策研究所 (P17～19：表9)

近代 IV期	昭和12	1937	7	「防空法」公布、盧溝橋事件（日中戦争勃発）、臨時軍事費特別会計。内務省、鉄道省協定（立体交差費用分担方法）		第6師団に緊急動員令。万日射撃場が柿原に移転。西南役60年会、谷干城銅像除幕式（後に金属供出）。坪井川改修工事竣工。
	昭和13	1938	3	「市街地建築物法」改正（住居等用地等新設）。		丁丑戦蹟記念碑除幕式（段山）。
	昭和14	1939	2	「防空建築規則」公布。	4	熊本陸軍幼年学校が熊本陸軍教導学校内に復活。
	"	"	4	「東京緑地計画」。	9	熊本城の午砲台から発する午砲（正午の時報）廃止、サイレンに。
	昭和15	1940	3	「地方税法」公布（都市計画税）。 「都市計画法」の目的に「防空」加わる。	8	「史蹟熊本城」地域追加指定（古城町、古京町、新堀町、宮内町：国有地約 3,528坪、民有地約 114坪）。
	"	"	10	都市計画東京地方委員会「大東京地区計画」。	11	熊本市公会堂で「紀元二千六百年奉祝式」を開催。
	昭和16	1941	3	「住宅営団法」（同潤会九州）、「帝都高速度交通営団法」公布。		藤岡通夫博士、熊本城天守閣復元考発表（建築学会論文集）。
	"	"	12	太平洋戦争。		熊本城宇土櫓枝折発行、熊本城維持修理について調査（文部省）。
	昭和17	1942				熊本城趾保存会を熊本城保存会とし、同時に顕彰の2字を加える。
	昭和18	1943	11	内務省防空総本部設置、「都市疎開実施要綱」決定。		健軍飛行場開設。
	"	1943	12	都市計画法に戦時特例（一部規定の廃止など）。東京都、戦後の都市計画立案に着手。		熊本陸軍教導学校は熊本予備士官学校となり新発足。
	昭和19	1944		防空に関する施策強化相次ぐ。	11	在中国の米軍機B29来襲、花園町柿原に500キロ爆弾投下（県下初）。

昭和20	1945	5	御署名原本・昭和二十年・勅令第三一三号・陸軍留守業務部令。東京都計画局、帝都再建方策発表。	7	B29、154機が空襲（下通、大江、新屋敷、安巳橋、水前寺、本荘、草葉、千反畑、新市街、黒髪の各方面に焼夷弾、爆弾投下、銃撃）。
"	"	7	戦災地区建築要綱（建築禁止区域）の決定	8	B29及び小型機が空襲（本山・春竹・本荘・大江など白川以東・以南に焼夷弾攻撃、機銃掃射）。2回の空襲で市街地面積の約3割を焼失。



58 参考文献

* もっと詳しく学習してみたい方向け

注)国の関係法令と熊本の出来事を年表で並べると、因果関係を理解しやすいです。

EBPM推進センター
(旧熊本市都市政策研究所)

ホームページ
検索

■ ①美濃口紀子2021 表2 熊本城内の土地貸付記録と本稿の時期区分

「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」『熊本都市政策 vol.8』 ※熊本城（戦前編）

■ ②美濃口紀子2022 表1 本稿関係年表

「熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地及び公園化の動向」『熊本都市政策 vol.9』 ※熊本城（戦後編）

■ ③美濃口紀子2023 表9 本稿関係年表

「近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地」『熊本都市政策 vol.10』 ※渡鹿練兵場（戦前・戦後編）



59 参考文献 * もっと詳しく学習してみたい方向け

本日ご紹介した近代の公文書や添付図面の詳しい内容・解説も掲載されています！！

EBPM推進センター
(旧熊本市都市政策研究所)

ホームページ
検索



■ 松澤真由美2020(熊本市都市政策研究所)
「西南戦争後の復興街路計画にみる熊本城下の近代都市づくりの第一歩」『熊本都市政策 vol.7』

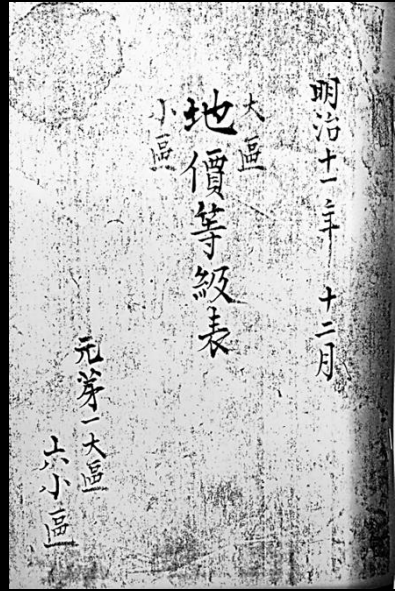
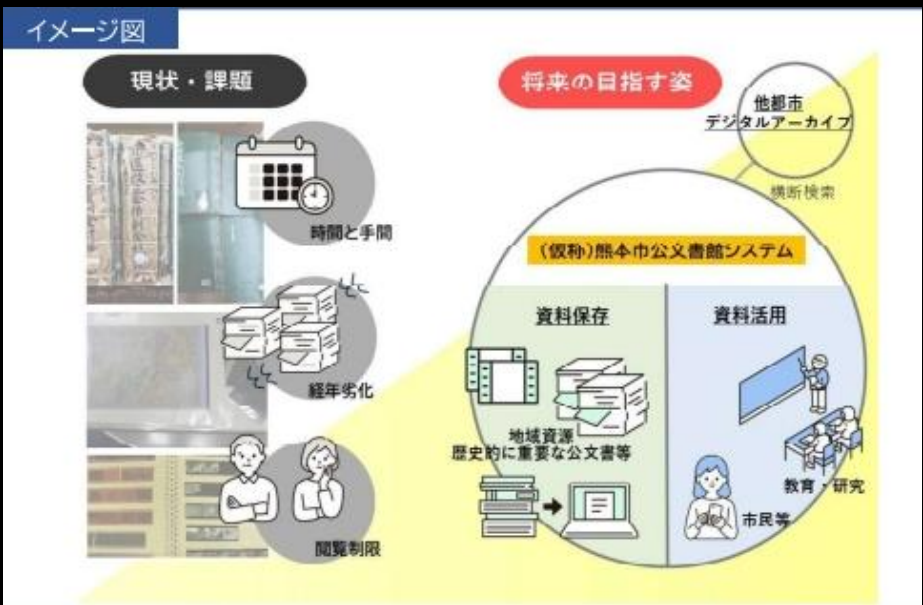


■ 熊本市都市政策研究所2021
『熊本都市計画史図集』
熊本市役所(情報公開窓口)で販売中です。
*『熊本都市史図解
—都市政策と都市計画—』
(3部セット 化粧箱入り1セット2,500円)もあります。



60 おわりに 「熊本市公文書館（仮称）」の開館に向けた様々な取組

- ☑ システム構築、公文書デジタル化
- ☑ 歴史講座で公文書の研究成果を紹介



☑ 公文書館設置、公文書の一元管理



☑ 講演会開催（EBPM推進センター主催）

・「公文書」×「熊本地震」×「EBPM」をテーマに、R8講演会を開催予定です。
令和8年(2026年)8月4日(火)PM
※詳細は市政だより7月号に掲載予定
是非、会場へお越しください。